

公益財団法人やまがた教育振興財団 奨学金のご案内

〔令和6年度入学者向け〕

山形大学大学院教育実践研究科
山形大学大学院社会文化創造研究科
(芸術・スポーツ科学コース)

令和5年9月

公益財団法人やまがた教育振興財団

1. 奨学金制度の目的

公益財団法人やまがた教育振興財団では、教員の「質」日本一のやまがた創りを目指し、山形大学大学院教育実践研究科又は同大学院社会文化創造研究科芸術・スポーツ科学コースに修学し、山形県の教育機関において中核となる教員を目指す学生に対し奨学金の貸与事業を行います。

2. 奨学金の貸与について

(1)対象者

以下の2つの要件を備えた方が対象となります。

- ① 山形大学大学院教育実践研究科又は社会文化創造研究科芸術・スポーツ科学コースに修学見込みの者又は修学する者であること。ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第3項の規定に基づき修学する者を除く。
- ② 山形大学大学院教育実践研究科又は同大学院社会文化創造研究科芸術・スポーツ科学コースの課程を修了後、山形県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に限る。）に教員として勤務する意思を有していること。

(2)貸与金額

奨学金の額は、山形大学大学院教育実践研究科又は同大学院社会文化創造研究科芸術・スポーツ科学コースの入学料及び正規の修学年限(2年)の期間内に要する授業料に相当する額となります。

また、奨学金は無利子となります。

(3)申込から決定まで

①申込

申込期限までに、次の書類を提出してください。

- ア 公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金貸与申込書
 - イ 大学(学部)の卒業証明書又は卒業見込証明書
 - ウ 「教育職員免許状授与証明書」もしくは「教育職員免許状の両面写し※原本と相違ない旨の所属長又は所轄庁の証明を要する。」又は「教育職員免許状取得見込証明書」
 - エ 教職大学院等の在学証明書又は教職大学院等入学試験合格通知の写し
 - オ 誓約書
 - カ 住民票の写し(申請の日前2月以内に発行されたもの)
 - キ 連帯保証人の印鑑登録証明
 - ク 奨学金を受領する金融機関口座通帳の写し
- ※必要に応じ、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

②貸与決定

奨学金を貸与することが適当であると認めたときは、奨学金の貸与を決定し、本人あてに奨学金の額及び貸与の時期を通知します。

(4)貸与の方法と時期

- ア 授業料：年額の1／2の額を4月及び10月にそれぞれ貸与します。
- イ 入学料：入学年度の4月に入学料相当額を合わせて貸与します。
前払いについての詳細は、財団事務局までお問い合わせください。
なお、入学手続期間内に貸与するものではありません。
- ウ 奨学金：奨学生名義の指定口座に振り込みます。(振込手数料は財団が負担します。)

【貸与の時期と額】

年次	時 期	貸 与 の 内 容	貸 与 額
1 年次	4 月	入学料と授業料年額の 1／2	549,900 円
	10 月	授業料年額の 1／2	267,900 円
2 年次	4 月	授業料年額の 1／2	267,900 円
	10 月	授業料年額の 1／2	267,900 円
合 計			1,353,600 円

※ 現在の大学院等の入学料(282,000 円)・授業料(年間 535,800 円)の額が変わらないとした場合の金額です。

(5) 申込期限

令和6年2月20日(火)

(6) 提出先

山形大学小白川キャンパス入試課地域教育文化学部担当
〒990-8560 山形県山形市小白川町一丁目4番12号 学生センター内

(7) 注意事項

① 受 験 の 義 務

本奨学金は、質の高い教員養成の支援を目的としているため、奨学生は、2年次に山形県の教員採用試験を受験しなければなりません。

正当な理由がなく、山形県の教員採用試験を受験しなかった場合には、以後の奨学金の貸与を受けることができません。〔受験後1月以内に山形県の教員採用試験を受験したことを証明する書類(受験証明書の写し)を提出していただきます。〕

② 貸与の打ち切り

上記のほか、奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、以後の奨学金の貸与を打ち切り、財団の指定する方法で奨学金を返還していただきます。

- ・退学したとき又は学籍を失ったとき
- ・心身の故障により修学の見込みがなくなると認められるとき
- ・死亡したとき
- ・学業成績又は性行が不良と認められるとき
- ・その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

③ 貸与の休止

休学した場合や停学の処分を受けた場合は、その時期及び期間により貸与を休止することがあります。

3. 奨学金の返還等

(1) 奨学金の貸与が終了したときは

- ・2年次の10月の奨学金の貸与終了後、借用証書及び返還計画書(公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金返還計画承認願)を提出してください。

(2) 返還の方法、時期

- ・貸与を受けた奨学金の総額(山形県の教員となった場合は総額の1/2の額)を半年賦(7月、1月)の方法により10年(20回払い)で返還していただきます。
 - ・最初の返還は教職大学院等を修了した年度の翌年度の1月となります。
 - ・奨学金の返還方法は、本人振込とします。
- 取扱いについては返還の開始時までには通知します。

(3) 返還の免除

- ・山形県教員(教員採用試験に合格し、山形県教育委員会の任命を受けた者。)として採用され、その在職期間が10年に達した場合は奨学金の1/2の額の返還が免除されます。
- ※退職によりその在職期間が10年に達しない場合は、貸与を受けた奨学金の総額からそれまで返還した額を除いた残額を、財団が指定する方法により返還しなければなりません。

(4) 返還の猶予

- ・奨学金の貸与を受けた方が次の場合に該当するときは、奨学金の返還の一時的な猶予を願い出ることができます。
- ①教職大学院等を修了した翌年度に山形県教員に採用されず、かつその年度に行なわれる教員採用試験を受験する意思を有しているとき。
(期間：1年間。さらに1年に限り延長可能)
※猶予を受けている期間内に必ず山形県の教員採用試験を受験しなければなりません。
 - ②災害又は傷病によって奨学金の返還が困難になったとき。
 - ③その他真にやむを得ない事由によって奨学金の返還が著しく困難であると認められるとき。

※奨学金制度の詳細(「公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金貸与規程」及び「公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金取扱要領」)については、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

公益財団法人やまがた教育振興財団事務局
〒990-0041 山形市緑町一丁目2番36号(遊学館3階)
(公財)山形県生涯学習文化財団内
TEL:023-625-6411/FAX:023-625-6415